松乃舎句集

1首5
617
1

明治四十年九月廿六日
高田早苗氏寄贈

門イ曽5
617
1
巻

室町日記

松ノ上

序

礫碑 璞カ

一 陽中 許汝 岩刻 総 [illegible]

一 [illegible] 助の [illegible] 赦免 赦

一 中国 [illegible]

右計 [illegible]

一 [illegible] 三体 [illegible] 泉取 [illegible] 殘 [illegible]

[illegible] 三体 [illegible] 六手 [illegible]

一 [illegible] 三体 [illegible]

一 [illegible] 佛 [illegible] 一の [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible] 彫 [illegible]

紀州仏

秋のそ須もいまそうちまかけ上へ手云かてうこ
三勇傳へまりの　物語　治
一先有義隆しおりくのしけまりまうくら
若君御壹代生捕　拙尤　欲ゟ　歎尤
あり圍に於く痛き忠人の庵へし　行く璃瑢
一元龍しし　圓のこへを催りけく夫細もしけつく
粗炯粮
一右衛門　桂田をさま　色化をふりか尤
一近江聲　一利俵　信尤
一鳥羽妙忠了　立箕あさ　薦尤
一続東福寺し　覆以頭　以よりあやまり
一百五歳しし　十三人　圓応　業尤

一御猿狗くく
一分く度あし　拙　裏圓裏　圓細尤　次の巻
竹の間の銀け　圓細裡いう　裏字裡の
字より化り　細を裏よ六　あやまりし八圓
裏くしけいよみしくし
一日早出家をとまり　世をすましけしうき
まくみて　伝化安しとしてあれ　至あさいさまり
尾ふく　一秋月と山靜　九條の先礼忩
一あきなし　こ動の尾もりと
一本長浜江　法度等早切し　郎從安々ニ　上予尾從
四年市有等　感情ありて成せりけれるとし心てい
占方のみ子あり
一泉あ白家み　そう　君とし　所しか一切こ
針みよう
一佐本豆訊　那後次いてあけ　寺
一安見十　ト　れんとてもんとそ居くし

一毎月入手カ入作　近江の結ひ上日之

九 一京都へ桜月を出れ　見つめ法るまけをかな歌し　さらう

一松永殿　之在し来年随と能宣　稀古子

来と随ふの之残念なりともあれ

一時月会我さ河保ちかくおもう　山东殿承し

下之桔煙ゎ

十 一浜松より西つぶ材木も引　二十の　おくまて　にか

おかしくとえて

一取り合はし　上るく宗をかさまて下の家候ゎ　若きさんはい

見月をとど出るなりど

十一

一松永殿之　東面西　よせに別よとかつまてまかし　右に別

一七夕　松永へ参る　一夜を　けあたんも　いふうれて

路しれへとひ一夜くともまいとし　きとあそ

まのをいれば

一旅の手洗ひおとこる　まますけるかぞ　いのの子ぬけるうち

十二

一七夕みす剣にかるたの走り　まもかゆをとけく　いさく表

十三 後又用し　さえし　新三川のつしかは　再之

一荒ぶねの手沈し　御子向方　御向方能

十二

一信も年無し　何ことれしと　いけく意　まそくて

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一天[illegible]

十二 [illegible]

一[illegible]

一[illegible] 九月十六日 [illegible]

一[illegible]

十七 一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

十六 [illegible]

一人 一日[illegible]百 [illegible]

小黒麻呂 延[illegible]十三[illegible]十一月廿七日[illegible]

[illegible]

十七日[illegible]

[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

十七八 [illegible]

[illegible]

○小屋のつゝひ

伊勢物語六十九段ふむつのしをとゝいふうたの
我の男伊勢の國にいきけるに
ふと云く此小屋のつゝひといふこゝにて生剥爲の
説にいなへ侵にゆふ齋殿を造る
詔のふらしをを待てを諸説これなり
考こうふおのもての愚見とも是を考ふるに
君命みことをつゝしふりのさうをやゝ行る信き
うをと古き書ども引撰へおもんみるに日本紀崇峻天
皇三年の御巻に天皇の二年秋近江臣満東山道

日本紀天武天皇白鳳十三年遣伊勢王等定諸国境
大同元年五月罷参議置観察使
嵯峨天皇弘仁元年復置観察使
置参議

完人爲東海道阿倍臣北陸道ふつくし観察
せし免給ふ由見えたり是観察使を置せらるる
爲の始なり其後日本後記平城天皇の大同
元年五月六道東海東山北陸山陽山陰南海に観察使を置せおるる
ことを見えたり其観察使といえるは國々の司守ふど
の政務得失慨否を巡検て庶民の治乱を考
あはさせ給免なり又孟子引尚書天子行諸侯謂巡
狩諸侯朝天子謂述職とあり諸侯は五年に四度朝
して天子は五年に一度巡狩ありといえりさ様なる観
察使ならもの天子自ら巡狩ありさる代りに遣し

事ふことあるは狩のつかひしたるなり文字の
義理なりともおのづからさふなるべし然るを彼
志閑翁の説の如く公命の使なりなど者なりと寄物
をしてなるこなりとは文字にもなしなれども唯
公命なりとて私の物しなる事なれば
からんがしげふの使なりといえることは巡狩の代り
なふまつを狩の使といえるなり又狩をいえる
言は玉篇に冬田なりといり又杜預が左傳の註に狩は圍
守也冬物畢成獲則取之無擇也云ふ是は狩てふことは
もと鳥獣の狩なりいづれも殺ことをなく時を

ほの意にて櫻狩紅葉狩まき川狩などいふも一山の樹
紅葉を殘の所れくゝ畫しいけくとして川狩川の
巣鷺を網などにて取尽すといふ事州のかりも此
心にて州尽すをいふなり さて狩は巡狩の変にも巡は順ま
りて廻りの意なり狩は國司守の掟の減否庶民能
叡と示給ふと其外殘の所なく觀察おはすと也 狩
とは物の傷しさ殺さいなかりのつゝしも賀狩と
志つ狩ことゝ賀は心やすく変かまき説なり又次の
文り朝夕のりよ出しまとり狩り給ふて
狩とてうちも狩ものをこまをかりて

神宮の鹿食應り鷹狩と設まし給ふ事
次の文を本意をこゝろ始りいるかりの使を
賀狩と志ひ行ことゝ心謂れるべし又の
次の文りつのひけねと使の人をもとゝきれを
公命の正使りて屬つり副り使も所りと又えり
ホ人此賀狩と志つ狩せいふ事のいるべきなや

○ちくやふる神

真渕翁の説り ちくやふるは いちくやき神といふ事ま
て神を尋常ものまをまをまた尖るまの狩り神の冠

辭り千早振るといふ枕詞ハ此ちはやき神といふ意なりと
又本居宣長古事記傳ニ云ふ神の名義古く說もこゝろふ
あるべし天地の諸神等と祀まる御靈を毋神といく
又人をさすもいと沒鳥獸草木海山の事なり何なりも
凡て天狗木靈狐狸なりとも尋常ならぬ德
の有り畏しきものを神と云ふ物と云ふ牡二翁の說
共に隨ひがたし眞渕翁の神ハ人もてまさるを物
ものといふ系ハ今の世の賤き人情に視へる說なり
神德と靈ありもむる似て又宣長の說に善事も
惡き事なるも勝れたるもの又天狗狐狸の類ひまで

一ふし祀れまうしたものを神といふを以解るもやはり
いまもやはり神といへる意なるべし書紀にいへる所の
神是と別て八四種と外に自國常立尊至面足尊惶根尊
或天御中主尊高神兩皇產靈尊ふと造化のまゝ神号と
奉まる是を造化神といふ伊弉諾尊伊弉冉尊猿田彦
大神ふと造化なる形をなしたるの是を氣化神とふまゝ
已人體備りて交合して成る処の神瓊々杵尊事代主命
水の類を胎化の神といふ又歌をうたひて感ずる心を勸
請まうしたもの思姫命市杵島姫命ふを是を心化の神
といふ是等ふいとまうまき誠の神なり多賀八雷神龍

天狗なと一列に挙給へる雷公八色雷公と云ふ龍
王を闇龗と云ふ木の神句句廼馳草の神草野姫と云ふ
其外魑魅罔象狐狸の類ひ皆邪神にして蛍火光神蠅声
邪神なとは書て尊き神と一列に志給へる本文に
其分別明らかなりとや彼二翁の僻とする本文何と
見誤まるべきや されをいまだ雷天狗
なとを邪神と信ぜれ神八仁徳を纒として明なる
夏鏡の如し なんぞ狐狸の類ひと等しくなすと語
らるべきやおもはれ侮きことなり なんぞ此の神八鏡
の異名にして上代の人なりとかことふと古説を以て

いつまでもとアて害れなる信し又千早振八古説なれ
所変ぐしされをおのも二翁の説を推ものなる
説を養さるも有るなれ共れい芸けぬおのも
写を書るなれ共尚後の識者を待のこるべおのも
うかがふべきなり ちなみに云ちはいの撰者の通しなり
しかいまやなれらんこの物ハ天岩戸の段に一書に云ふ
是時以鏡入其石窟者觸戸小瑕其瑕於今猶存云ことれ
をもて考ふるに岩窟に觸る鏡といふことをいを摂
ちまやかるかことをいふまやかるこの異に注意

舟通行考

尚歯會お記

四[illegible]

宣旨

[illegible]

依之て尚盛會緩行て又来る如此まて
墨客の筆あり其詩歌集りて會頭に依集ふ
つとしりたるもの者あまたとなり依りて
ありよく存し其ては如ニ成する体と庵に是を
其日の風は吉夷以文會友と仮の四字を以て
影額にしを設其席等には庵主の者をへ
へし此詩歌之会を述られ成すまて此ありて
連中かさも古跡ありて是故なき者の
此席さ儀さるも古跡然ら仮に前記

依而此度より安依り事の吉日為供也
てこれ依り此方よりして前條る
又御申て友を招くに會し吉夷也
然くみなりこ此席ゆうの申者人
文をとるて友を以て学び依然くも不
いつも此筋申して来り付候
此段は初の吉なる事存知者招き以書
さ此事申人此事まて申と存る

[illegible]